

環水大自発第 090630001 号
平成 21 年 6 月 30 日

各都道府県知事
各政令指定都市市長 宛
(単名各通)

環境省水・大気環境局長

今後の自動車騒音対策の取組方針について

騒音に係る環境基準のうち、既設の道路に面する地域については、達成期間を環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとしているところである。

これまで、自動車メーカーはもとより道路管理者、警察、運輸・交通事業者、環境部局等様々な関係者が、環境基準の達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進してきているところであるが、環境基準の達成率は全体として緩やかな改善傾向にあるものの、都市高速道路や一般国道の近接空間等では引き続き厳しい状況にある。また、自動車騒音に対する苦情も大幅に減少しているとは言い難い状況にある。

このため、環境省が自動車騒音対策に関わりの深い関係省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省）の協力を得て、今後取り組む対策や今後の研究課題等について、別添の通り「今後の自動車騒音対策の取組方針」を取りまとめたところである。

貴職におかれても、本取りまとめを参考とし、各関係行政主体と連携を図りつつ、貴管下の自動車騒音対策を鋭意推進されたい。